

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月3日
【報告者の氏名又は名称】	エス・エイチ ジャパン・エルピー (S-H Japan, L.P.)
【報告者の住所又は所在地】	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン KY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 岩倉 正和
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 5562 - 8500 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 志賀 裕二 弁護士 田原 吏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エス・エイチ ジャパン・エルピーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社西武ホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注10) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、他の法域における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

株式会社西武ホールディングス

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3)【公開買付期間】

平成25年3月12日(火曜日)から平成25年5月31日(金曜日)まで(55営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

応募株券等の数の合計(10,390,724株)が、買付予定数の上限(41,800,000株)以下となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後の公開買付条件等の変更の公告及び公開買付届出書の訂正届出書を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年6月1日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	10,390,724(株)	10,390,724(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	10,390,724	10,390,724
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(注) 2,916名の対象者の株主の皆様(平成24年3月31日現在の株主数13,690人を基準とした場合には21.30%に相当)から応募頂いております。(小数点以下第三位を四捨五入しています。)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	103,907
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	1,108,950
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)	3,418,170
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	35.48%

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 対象者は平成24年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しておりますが、変更後における対象者普通株式に係る議決権の総数は公表されていないため、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(g)」は、公表された数値として入手可能な直近の数値である対象者の第8期第3四半期報告書(平成25年2月14日提出)に記載された平成24年9月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数(341,817個)に10を乗じて得た数(3,418,170個)を記載しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。